

2 墨子施第395号  
令和2年5月22日

各私立保育園長様  
各公設民営保育園長様  
各私立幼保連携型認定こども園長様  
各小規模保育事業所長様  
各家庭的保育事業所長様

墨田区子ども・子育て支援部  
子ども施設課長 高橋 淳一

### 新型コロナウイルスに関する国の緊急事態宣言への対応について

令和2年4月30日付け2墨子施第269号により依頼をさせていただきました、区内認可保育施設における原則休園等に御対応いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、前回依頼させていただきました原則休園等の対応につきましては、令和2年5月31日までとしていたところです。国の緊急事態宣言を踏まえ、公設公営保育園における6月1日以降の対応について、下記のとおり定めました。

つきましては、各区内認可保育施設におかれましても、墨田区の対応を参考に御対応くださいますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 国の東京都に対する「緊急事態宣言」が5月31日までに解除された場合

令和2年6月1日から6月30日まで「登園自粛要請期間」に移行

※ この場合、これまでの原則休園とは異なり、あくまでも保護者に対し家庭での保育の協力を依頼する期間となりますので、決して、登園自粛を強要しないようお願いいたします。

#### 2 国の東京都に対する「緊急事態宣言」が5月31日までに解除されなかった場合

令和2年6月1日以降も、原則休園とし、世帯の全保護者が仕事を継続しなければならない場合等の家庭で園児を保育することが困難な場合の受入れを継続

※ この場合、引き続き、延長保育時間も含め、必要な保護者に保育が提供されないということがないようお願いいたします。

日々、新型コロナウイルス対応等でお忙しいところ恐縮ではございますが、よろしくお願いいたします。

**【担当】**

墨田区子ども・子育て支援部

子ども施設課保育係 酒井

電話：03-5608-1253